

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令

規制の名称：行政手続における押印規制

規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：厚生労働省労働基準局労災管理課、厚生労働省大臣官房厚生科学課、厚生労働省医政局医療経営支援課、厚生労働省労働基準局総務課、厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課、厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課、厚生労働省老健局介護保険計画課、厚生労働省保険局総務課、厚生労働省保険局高齢者医療課

評価実施時期：令和 8 年 3 月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

これまでは本人確認等を目的として、下記政令において「記名押印」又は「署名又は記名押印」を求めていたところ、「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）を踏まえて検討した結果、氏名を記載に改正し、氏名の記載のみで手続を可能とした。

① 社会（又は労働）保険審査官・審査会への審査請求及び再審査請求

- 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（昭和 28 年政令第 190 号。以下「社会保険官会令」という。）では社会保険にかかる審査請求及び再審査請求における手続が定められている。被改正条項の詳細は以下のとおり。

社会保険官会令第 2 条においては、文書で審査請求又は再審査請求をするときには、審査請求書又は再審査請求書において、必要事項を記載し、審査請求人若しくは再審査請求人（審査請求人又は再審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければならない旨を規定していた。

社会保険官会令第 3 条においては、口頭で審査請求又は再審査請求するときの手続について規定しており、同条第 2 項において口頭での審査請求があったときには審査官、審査請求又は再審査請求に関する経由機関の職員その他職務上同項の陳述を聴取した職員は聴取書を作成し、年月日を記載して陳述者に読み聞かせた上、陳述者とともに記名押印しなければならない旨を規定していた。

社会保険官会令第 9 条の 2 においては、社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和 28 年法律第 206 号。以下「社会保険官会法」という。）第 12 条の 2（社会保険官会法第 44 条において準用する場合を含む）の規定により審査請求又は再審査請求を取り下げるときは、取下書に必要事項を記載し、審査請求人若しくは再審査請求人（審査請求人又は再審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければならない旨を規定していた。

- 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和 31 年政令第 248 号。以下「労働保険官会令」という。）では労働保険にかかる審査請求及び再審査請求における手続が定められている。被改正条項の詳細は以下のとおり。

労働保険官会令第 4 条においては、文書で審査請求をするときには、審査請求書において、必要事項を

記載し、審査請求人（審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければならない旨を規定していた。

労働保険官会令第5条においては、口頭で審査請求するときの手続について規定しており、同条第2項（第13条第4項で準用する場合を含む。）において口頭での審査請求があったときには労働保険審査官が必要事項について聴取書を作成し、年月日を記載して審査請求人に読み聞かせた上、審査請求人とともに記名押印しなければならない旨を規定していた。

労働保険官会令第15条の2（第33条第1項において準用する場合を含む。）においては、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労働保険官会法」という。）第17条の2の規定（第3項を除く。）の規定により審査請求を取り下げるときは、取下書に必要事項を記載し、審査請求人（審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければならない旨を規定していた。

労働保険官会令第24条においては、再審査請求をするときには、再審査請求書に必要事項を記載し、再審査請求人（再審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければならない旨を規定していた。

労働保険官会令第26条においては、労働保険官会法第41条第1項の規定による参加の申立てをするときは、申立書に必要事項を記載し、申立人が記名押印しなければならない旨を規定していた。

労働保険官会令第30条第2項（第33条第2項において準用する場合を含む。）においては、労働保険官会法第46条第1項に規定する、審査会において審査員が行う審理のための処分等の申立てがあったときは、審査会の委員又は会長のあらかじめ指名する厚生労働省の職員が、必要事項について聴取書を作成し、年月日を記載して再審査請求人に読み聞かせた上、再審査請求人とともに、記名押印しなければならない旨を規定していた。

② 各種債権の申込手続

- ・ 中小企業退職金共済法施行令（昭和39年政令第188号。以下「中退令」という。）第21条第1項では、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「勤退機構」という。）が勤労者財産形成持家融資（勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第9条第1項に定められた、勤退機構が行う資金の貸付けをいう。）に必要な費用に充てるため発行することができる財形住宅債券（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第75条の2第1項）について、財形住宅債券の募集に応じようとする者は、勤退機構に提出する財形住宅債券申込証に署名又は記名押印しなければならない旨を規定していた。
- ・ 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号。以下「介保算定令」という。）第22条第1項では、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が介護保険関係業務（介護保険法（平成9年法律第123号）第160条に規定する介護保険関係事務をいう。）に必要な費用に充てるため発行することができる支払基金介護保険債券（同法第168条第1項）について、支払基金介護保険債券の募集に応じようとする者は、支払基金に提出する支払基金介護保険債券申込証に署名又は記名押印しなければならない旨を規定していた。なお、過去、支払基金介護保険債券が発行された実績はない。
- ・ 独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成15年政令第393号。以下「福祉医療機構法施行令」という。）第10条第1項では、福祉医療機構の機構債券の募集に応じようとする者は、機構債券申込証にその引き受けようとする機構債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない旨を規定していた。
- ・ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成15年政令第516号。以下「国立病院機構法施行令」という。）第8条第1項では、機構債権の募集に応じようとする者は、機構債権の申込証にその引き受けようとする機構債権の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない旨を規定していた。
- ・ 独立行政法人労働者健康安全機構法施行令（平成15年政令第556号。以下「労働者健康安全機構法施行令」という。）第7条第1項において、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「健安機構」という。）が独立行政法人労働者健康安全機構法（平成14年法律第171号）第14条第1項により、同法第12条第

1 項第 1 号に掲げる「療養施設(労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)第 29 条第 1 項第 1 号に規定する療養に関する施設をいう。)の設置及び運営」に係る業務の用に供する施設又は設備の設置又は整備に必要な費用に充てるため発行することができる独立行政法人労働者健康安全機構債券について、当該債券の募集に応じようとする者は、健安機構に提出する独立行政法人労働者健康安全機構債券申込証に署名又は記名押印しなければならない旨を規定していた。なお、過去、健安機構が当該債券を発行した実績はない。

- ・ 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令(平成 17 年政令第 279 号。以下「地域医療機能推進機構法施行令」という。)第 10 条第 1 項では、機構債権の募集に応じようとする者は、機構債権の申込証にその引き受けようとする機構債権の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない旨を規定していた。なお、過去、機構債券が発行された実績はない。
- ・ 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成 19 年政令第 325 号。以下「前期高齢者交付金等算定令」という。)第 30 条第 1 項では、支払基金が高齢者医療制度関係業務(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 139 条に規定する高齢者医療制度関係業務をいう。)に必要な費用に充てるため発行することができる基金高齢者医療制度債券(同法第 147 条第 1 項)について、基金高齢者医療制度債券の募集に応じようとする者は、支払基金に提出する高齢者医療制度債券申込証に署名又は記名押印しなければならない旨を規定していた。なお、過去、基金高齢者医療制度債券が発行された実績はない。
- ・ 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令(平成 22 年政令第 41 号。以下「NC 令」という。)第 8 条第 1 項では、センター債券の募集に応じようとする者は、センター債券の申込証にその引き受けようとするセンター債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない旨を規定していた。なお、過去、センター債券が発行された実績はない。

<今後の対応>

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

<課題の解消・予防の概況>

おおむね想定どおり
想定を下回るが、対応の変更は不要
想定を下回り、対応の変更が必要

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況(緩和・廃止のみ)>

おおむね想定どおり
想定を上回るが、対応の変更は不要
想定を上回り、対応の変更が必要

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①社会保険及び労働保険の審査請求及び再審査請求件数	事前評価時	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険官会令に係る審査請求件数 4,907 件 ・社会保険官会令に係る再審査請求件数 1,294 件 ・労働保険官会令に係る審査請求件数 2,314 件 ・労働保険官会令に係る再審査請求件数 533 件
	事後評価時	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険官会令に係る審査請求件数 6,429 件 ・社会保険官会令に係る再審査請求件数 1,578 件 ・労働保険官会令に係る審査請求件数 2,762 件 ・労働保険官会令に係る再審査請求件数 636 件
②年間の債券申込件	事前評価時	<ul style="list-style-type: none"> ・勤退機構への財形住宅債券申込件数 492 件 ・支払基金への支払基金介護保険債券申込件数 0 件 ・福祉医療機構への機構債券申込件数 9 件 ・国立病院機構への機構債券申込件数 0 件 ・健安機構への機構債券申込件数 0 件 ・地域医療機能推進機構への機構債券申込件数 0 件 ・支払基金への基金高齢者医療制度債券申込件数 0 件 ・国立高度専門医療研究センターへのセンター債権申込件数 0 件
	事後評価時	<ul style="list-style-type: none"> ・勤退機構への財形住宅債券申込件数 391 件 ・支払基金への支払基金介護保険債券申込件数 0 件 ・福祉医療機構への機構債券申込件数 5 件 ・国立病院機構への機構債券申込件数 0 件 ・健安機構への機構債券申込件数 0 件 ・地域医療機能推進機構への機構債券申込件数 0 件 ・支払基金への基金高齢者医療制度債券申込件数 0 件 ・国立高度専門医療研究センターへのセンター債権申込件数 0 件

注)「事前評価時」は、令和2年度の件数、「事後評価時」は、令和6年度の件数。

■行政費用

行政機関において別途の本人確認を一律で求めることはなかったため、追加的な行政費用は定量化できなかった。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

本規制緩和は、記名押印を求めている手続、又は署名若しくは記名押印を求めている手続について、氏名を記載することで足りることとするものであり、追加的な遵守費用は発生しなかった。

3 考察

- 本件政令改正に対しては、パブリックコメントからオンラインになじめない人のために紙申請を存続することのご意見を受けているところ、紙による手続を選択することは引き続き可能である。
一方で、本人の意思や申請内容に係る真正性の確保の観点から押印等の存続が必要であるところのご指摘を受けているところ、意思確認や内容に疑義がある場合は、随時、受付行政機関等にて電話等で確認を取ることとした。
- 結論として、押印を求める手続の見直しについては、規制緩和による副次的な影響及び波及的な影響は発生していないことから、引き続き当該規制の緩和を継続する。